

令和7年度

蓬田村簡易水道事業

蓬田村水質検査計画

蓬田村役場建設課

はじめに

水道法施行規則により、蓬田村簡易水道事業では毎事業年度の開始前に水道の原水及び水道水の状況を踏まえて水質検査計画を策定し、お客様に対して情報提供を行うこととしました。これに基づき、令和7年度の水質検査計画を策定しましたので公表します。

水質検査計画とは

水質検査は、水質基準に適合し安全であることを保障するために不可欠であり、水道水の水質管理において中核をなすものです。

水質検査計画とは、水質検査の適正化を確保するために、水質検査項目等を定めたものです。

水質検査計画の内容

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 水道の原水及び水道水の状況
4. 検査地点
5. 水質検査項目及び検査頻度
6. 水質検査方法
7. 臨時の水質検査
8. 水質検査の公表

1 基本方針

- (1) 採水地点は、水道法で検査が義務付けられている給水栓（蛇口）に加えて、No. 1 取水井（原水）及びNo. 2 取水井（原水）のピット内とします。
- (2) 検査項目は、水道法で検査が義務付けられている水質基準項目及び水質管理上必要と判断した項目とします。
- (3) 給水栓での検査頻度は、水道法に基づき、毎日検査項目については1日1回、月1回および3ヶ月に1回行う省略不可項目については月1回及び3ヶ月に1回実施することとし、その他の項目については、これまでの検査結果状況により考慮して定めます。
- (4) 原水の検査頻度については、これまでの検査結果状況に応じて設定します。

2 水道事業の概要

(1) 給水状況

- ① 給水区域 蓬田村内 109ha
- ② 給水人口 2,367人（令和7年1月末現在）
- ③ 普及率 95%
- ④ 一日最大配水量 640.9m³（令和7年1月末現在）
- ⑤ 一日平均配水量 524.9m³（令和7年1月末現在）

(2) 水源の名称・種別及び浄水場の名称・浄水処理方法

浄水場名	水源名	水源の種類	配水能力	処理方法
蓬田浄水場	坂元・田浦水源	地下水	1,300m ³ /日	塩素滅菌処理

3 原水及び水道水の状況

水源周辺に畜産農家・法人があり、畜舎排水による汚染の恐れはあるものの、原水の水質はおおむね良好な状態であり、水道水については水質基準値を大幅に下回っているため安全で良質な水であると考えられる。

4 検査地点

(1) 給水栓（蛇口）

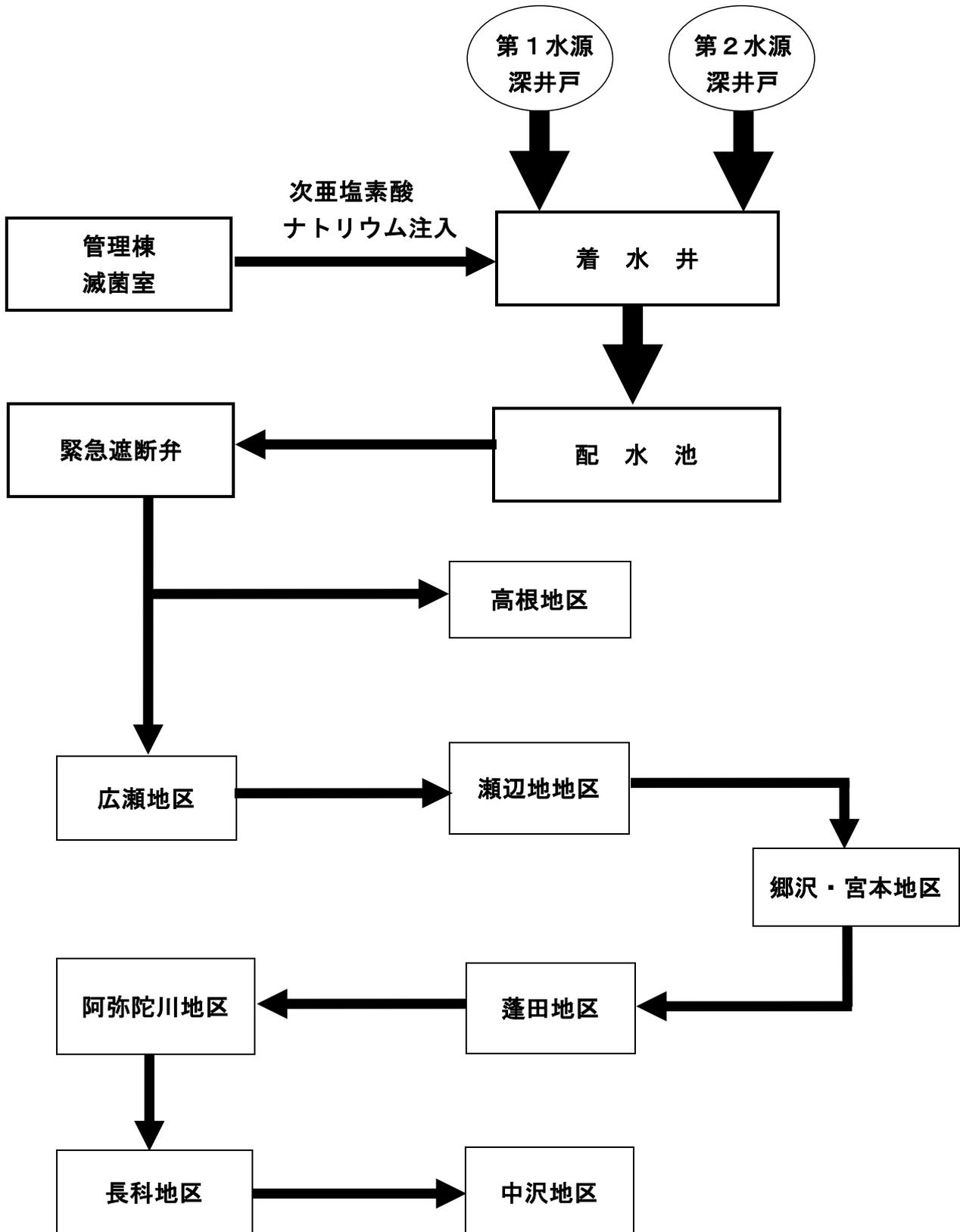
中沢第1分団屯所の外水道にて検査します。

さらに、水道法に基づく1日1回行う検査については、浄水場より村内で一番遠い中沢地区において検査します。

(2) 原水

No. 1 取水井及びNo. 2 取水井のピット内にて検査します。

蓬田村簡易水道配水系統図



5 水質検査項目及び検査頻度

(1) 給水栓における水質検査項目と検査頻度

ア 水質検査項目

法令に基づき水質検査表(1)の水質基準項目(51項目)について水質検査を行います。また、法令に基づく水質検査表(2)の1日1回行う検査項目についても検査を行います。(年度による)

イ 検査頻度

- 1 法令に基づく水質基準項目のうち、省略できない項目については、基準の頻度で検査を行います。
- 2 法令に基づく水質基準項目のうち、過去3年間の検査結果から、3年に1回・年に1回まで検査頻度を緩和できる項目については、新規の項目以外は検査頻度を少なくします。
- 3 法令に基づく水質検査表(2)の色・濁り・消毒の残留効果(残留塩素)については、1日1回検査を行います。

(2) 原水の水質検査項目と検査頻度

ア 水質検査項目

適正な水質の維持管理上必要な項目及び水源の状況を把握するために必要な項目について検査を行います。

イ 検査頻度

水質検査表(3)のと通りの頻度で検査を行います。

6 水質検査方法

水質検査の方法について、採水は担当職員にて行い、集配及び検査については検査機関に委託します。ただし、給水栓における1日1回検査については、浄水場から一番離れている中沢地区在住の方に委託します。

水質基準項目の検査方法については、国が定めた水道水の検査方法(水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法)によって行います。

7 臨時の水質検査

臨時の水質検査は、次の場合実施します。なお、検査する項目については状況に応じて決定します。

- (1) 水質事故により水源に影響が考えられる場合
- (2) 浄水処理に問題が生じた場合
- (3) お客さまの水道水に異常が認められた場合
- (4) 原水の水質が急激に変化した場合
- (5) その他必要と認められた場合

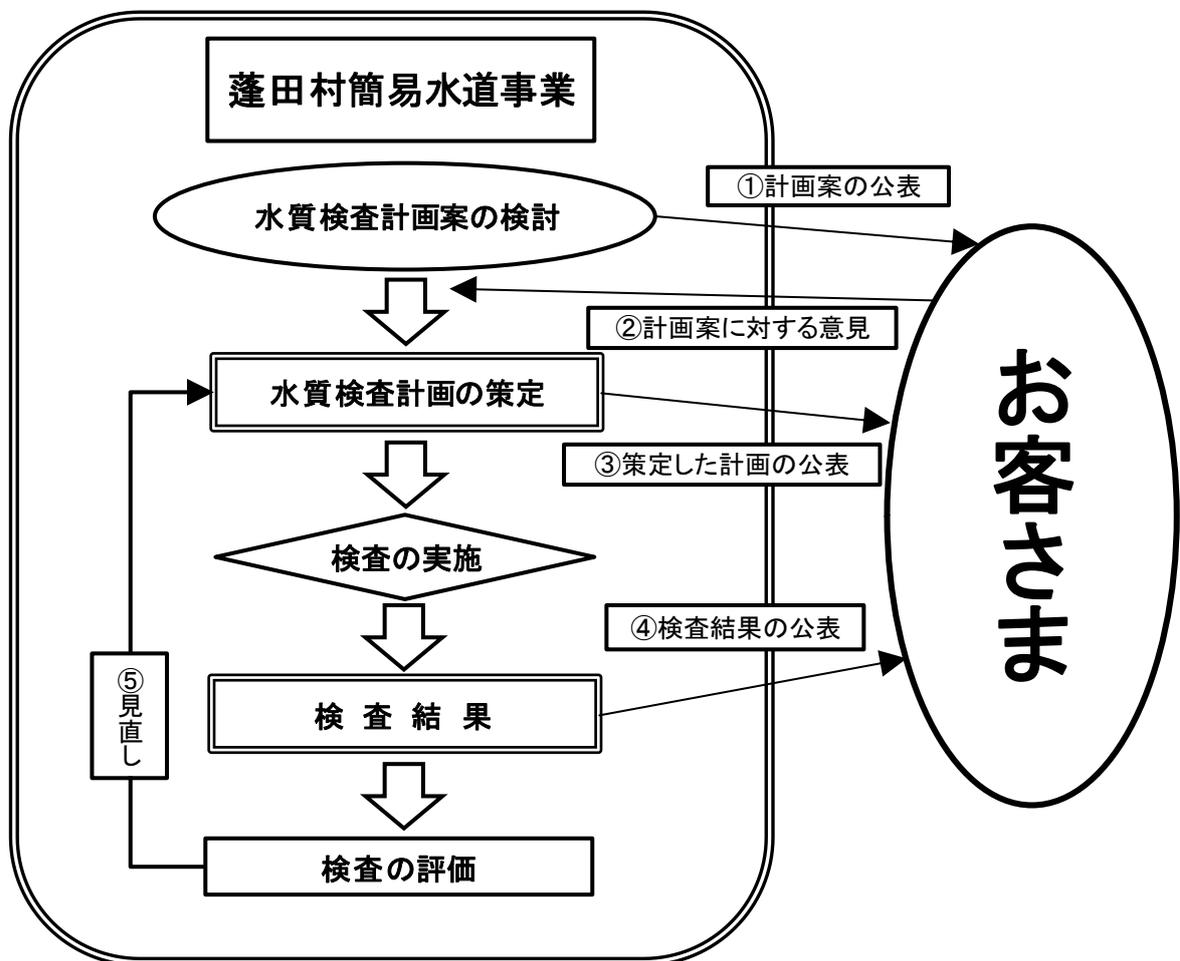
8 水質検査の公表

蓬田村簡易水道事業が作成した次年度の水質検査計画は、蓬田村建設課建設班において閲覧に供します。検査結果及び評価については、年度終了後速やかに蓬田村建設課建設班において閲覧に供します。また、次年度以降の検査計画作成の参考と致しますので、住民の皆様の意見、要望などをお寄せ下さい。

[水質検査計画についてのお問い合わせ先]

電話 0174-31-0075(直通)

蓬田村建設課建設班 水道担当まで



水質検査計画策定の概念図

令和7年度 蓬田村 検査項目内訳

NO	項 目	浄水				原 水			
		51項目	28項目	9項目	※	39項目	8項目	指標菌	※
1	一般細菌	○	○	○		○	○		
2	大腸菌	○	○	○		○	○	○	
3	カドミウム及びその化合物	○				○			
4	水銀及びその化合物	○				○			
5	セレン及びその化合物	○				○			
6	鉛及びその化合物	○				○			
7	ヒ素及びその化合物	○	○			○			
8	六価クロム化合物	○	○			○			
9	亜硝酸態窒素	○	○			○			
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	○	○			○			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○			○			
12	フッ素及びその化合物	○	○			○			
13	ホウ素及びその化合物	○				○			
14	四塩化炭素	○				○			
15	1,4-ジオキサン	○				○			
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○				○			
17	ジクロロメタン	○				○			
18	テトラクロロエチレン	○				○			
19	トリクロロエチレン	○				○			
20	ベンゼン	○				○			
21	塩素酸	○	○						
22	クロロ酢酸	○	○						
23	クロロホルム	○	○						
24	ジクロロ酢酸	○	○						
25	ジブロモクロロメタン	○	○						
26	臭素酸	○	○						
27	総トリハロメタン	○	○						
28	トリクロロ酢酸	○	○						
29	ブロモジクロロメタン	○	○						
30	ブロモホルム	○	○						
31	ホルムアルデヒド	○	○						
32	亜鉛及びその化合物	○				○			
33	アルミニウム及びその化合物	○				○			
34	鉄及びその化合物	○				○			
35	銅及びその化合物	○				○			
36	ナトリウム及びその化合物	○				○			
37	マンガン及びその化合物	○				○			
38	塩化物イオン	○	○	○		○	○		
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	○			○			
40	蒸発残留物	○	○			○			
41	陰イオン界面活性剤	○				○			
42	ジェオスミン	○				○			
43	2-メチルイソホルネオール	○				○			
44	非イオン界面活性剤	○				○			
45	フェノール類	○				○			
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○		○	○		
47	pH値	○	○	○		○	○		
48	味	○	○	○					
49	臭気	○	○	○		○	○		
50	色度	○	○	○		○	○		
51	濁度	○	○	○		○	○		
	PFOS及びPFOA				○				○
	嫌気性芽胞菌							○	
	クリプトスポリジウム								○
	ジアルジア								○

※ PFOS及びPFOA、クリプトスポリジウム等

令和7年度 蓬田村水質検査計画表

浄水

浄水水質検査	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1 第1分団屯所	○	▲★	○	●	○	○	▲	○	○	○	▲	○

● 51項目 ★ PFOS及びPFOA ▲ 28項目 ○ 9項目

原水

原水水質検査	レベル	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1 第1水源	3	○▼□	○▼★	○▼	●▼	○▼□	○▼	○▼	○▼□	○▼	○▼□	○▼	○▼
2 第2水源	1→2	★	★		●	★			★		★		

深井戸

● 39項目 ★ PFOS及びPFOA
▼ 嫌気性芽胞菌 ☆ 指標菌 □ クリプトスポリジウム等 ○ 8項目

○採取の手引き

1. 試料の採取方法

1) 給水栓

①鉛: 5L/分で5分間流水後、15分間滞留、その後5L/分で5L採取し、均一攪拌したものを試料とする。

②その他の項目: ①がある場合には、引き続き試料を採取する。①がない場合には、①と同様に5分間流水後、採取する。

2) 給水栓以外

採水栓が設置されていない原水の採水においては、ステンレス製の採水器具と、投げ込み用のロープ(10m程度)を用意し、採取する。なお、採水器具は十分に原水で共洗いして使用する。

2. 現場における水質検査

現場における水質検査が指定されている項目については、5L/分で5分間流水直後に実施する。残留塩素が検出されない場合は引き続き5分間流出させ実施する。

3. 採水容器

水質検査項目により下表の採水容器を用意する。

水質検査項目		採水容器の種類	採水容量 等	備考
1	鉛用	デジチューブ	50mL以上	5L用採水器具使用 速やかに、硝酸添加
2	一般細菌・大腸菌用	滅菌済み瓶	102mL以上採取し、 空間を残す	*ハイポ入り
3	揮発性有機化合物用	テフロン内張のねじ口ガラス瓶	50mL以上(満水)	*採水時、アスコルビン酸Na添加 速やかに、塩酸添加
4	シアン用	フラン瓶	100mL以上(満水)	採水時、リン酸緩衝液添加 冷蔵運搬
5	ホルムアルデヒド用	ガラス瓶	100mL以上(満水)	アセトンで事前洗浄し、乾燥 *採水時、ハイポ添加
6	金属類用	デジチューブ	50mL以上×2	速やかに、硝酸添加
7	塩素酸用	デジチューブ	50mL以上	速やかに、EDA添加
8	フェノール類用	ガラス瓶	500mL以上(満水)	アセトンで事前洗浄し、乾燥 *採水時、アスコルビン酸Na添加 冷蔵運搬
9	ハロ酢酸用	テフロン内張のねじ口ガラス瓶	250mL以上(満水)	アセトンで事前洗浄し、乾燥 *採水時、アスコルビン酸Na添加
10	陰イオン界面活性剤用	ポリエチレン瓶	500mL以上(満水)	
11	2-MIB・ジェオスミン用	テフロン内張のねじ口ガラス瓶	50mL以上(満水)	*採水時、アスコルビン酸Na添加
12	非イオン界面活性剤用	ガラス瓶	1000mL以上	*採水時、亜硫酸水素Na添加
13	TOC、臭気・味用	ガラス瓶	200mL以上(満水)	
14	その他の項目用	ポリエチレン瓶	1L~2L以上(満水)	
	PFOS及びPFOA用	ガラス瓶	500mL以上(満水)	
	嫌気性芽胞菌用	滅菌済み瓶	102mL以上採取し、 空間を残す	
	クリプトスポリジウム等用	バロンボックス	11L以上	

* 印の項は、原水の場合は不必要

テフロン: ポリテトラフルオロエチレンの商品名の一つ

ハイポ: チオ硫酸ナトリウムの俗称

EDA: エチレンジアミンの略